

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき令和4年5月12日付けで行った身体障害者手帳（以下「本件手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分を不服として、その取消し又は2級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

医師により2級の認定であったが、規定での照合では2級が相当である。

今後の生活の中で3級では何の保障もなく、障がい者として辛い日々を送ることとなる可能性がある。

また、障がい2級に相当する「就労ができない」状況にある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年10月20日	諮問
令和6年 1月16日	審議（第85回第3部会）
令和6年 2月 7日	審議（第86回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、身体障害者手帳（以下、単に「手帳」という。）の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えて、その居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）4条は、法15条1項の規定による手帳の交付の申請は、市の区域内に居住地を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長

を經由して行わなければならないとしている。

そして、法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、障害の級別は等級表により定めるものとし、等級表において、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）及び同規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、処分庁は、手帳の交付申請に対し、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) 処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項の趣旨に鑑みて、提出された診断書に記載された内容に基づいて客観的に判断するべきである。

2 本件処分について

以下、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

- (1) 本件診断書によれば、請求人の障害は右上肢機能障害であるとされているところ（別紙 1・I・①参照）、等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、一上肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級 別	肢 体 不 自 由 (上 肢)
2 級	4 一上肢の機能を全廃したもの
3 級	3 一上肢の機能の著しい障害
4 級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5 級	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6 級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説（抄）」のとおりとしている。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害は、疾病（乳癌リンパ節転移）を原因とする右上肢機能障害であると診断されている（別紙1・I・①及び②）。「参考となる経過・現症」欄には「右腋窩リンパ節転移あり。2021年4月頃から右手の脱力を自覚し徐

々に悪化。正中神経完全麻痺・尺骨神経不全麻痺を認めており、リンパ節浸潤がこれら神経に波及して生じたものとする。また、原疾患に伴い右上肢関節に拘縮を認める。」とあり（同・④）、複数の末梢神経障害並びに肩の拘縮の存在から、障害等級を2級として申請するとされている（同・⑤）。

右肩関節については、屈曲・伸展は50度、外転・内転は20度、外旋・内旋は50度であり、制限のあることが認められる（別紙1・Ⅲ）。しかし、肩関節の機能全廃の具体例として挙げられる「関節可動域30度以下のもの」（別紙2 第3・2・(1)・イ・(ア)・a）であるのは外転・内転のみであり、また、筋力テストは屈曲・伸展、外転・内転、外旋・内旋とも○（筋力正常又はやや減。筋力4、5該当。以下同じ。）とされ、肩関節の機能全廃の具体例として挙げられる「徒手筋力テストで2以下のもの」（同・b）には該当しないことから、請求人の右肩関節の機能障害について、これを全廃ということはできない。

右肘関節については、屈曲・伸展が110度、筋力テストは屈曲・伸展とも○とされており（別紙1・Ⅲ）、肘関節の機能全廃の具体例として挙げられる「関節可動域10度以下のもの」、「徒手筋力テストで2以下のもの」（別紙2 第3・2・(1)・ウ・(ア)）のいずれにも該当しないことから、請求人の右肘関節の機能障害について、これを全廃ということはできない。

右手関節については、関節可動域の記載がないことから制限はないものと推認され、また、筋力テストは掌屈が△（筋力半減。筋力3該当。以下同じ。）、背屈が○と診断されていることから（別紙1・Ⅲ）、請求人の右手関節の機能障害について、これを全廃（別紙2 第3・2・(1)・エ・(ア)）ということはできない。

一上肢の機能の「全廃」（2級）とは、肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したものをいうとされているところ

(別紙2 第3・2・(1)・ア・(ア))、上記のとおり、請求人の右上肢の肩関節、肘関節、手関節の機能障害はいずれも全廃ということとはできないから、右上肢の機能障害は、全廃の要件を満たしていない。

そして、筋力テストについてみると、前腕の回内及び手指の屈曲が×(筋力が消失又は著減。筋力0、1、2該当)、前腕の回外、手関節の掌屈及び近位指節の伸展が△とされているほかは、全て○と診断されており、請求人の筋力は一定程度残存するということができる。

また、握力は右0kg、動作・活動の評価の右単独動作は×(全介助又は不能)とあるが、共働動作は全て△(半介助)とされ(別紙1・II・一及び二)、一定程度の目的動作能力は保たれているということができる。

以上を総合的にみると、請求人の右上肢機能は全廃(2級)には該当せず、著しい障害(3級)と判断するのが相当である。

なお、本件診断書には、将来再認定について軽度化及び重度化1年後とあるから、処分庁が再認定を1年後として本件手帳を交付したことに不合理な点は認められない。

- (3) したがって、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「疾病による上肢機能障害【右上肢機能の著しい障害】(3級)」と認定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、上記1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認

定基準及び等級表解説に照らして、障害等級3級と認定するのが相当であることは上記2記載のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討について
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1及び別紙2(略)